

安定した就労を目指すひとり親の皆さまへ

スキルアップのために職業訓練を受講するときの生活費を支給します！

高等職業訓練促進給付金のご案内

▶ 4月から対象期間・訓練を拡充しています（令和3年度のみ）

見直し前

1年以上の訓練等

緩和

見直し後

6月以上の訓練等

看護師、保健師等
の国家資格

拡充

デジタル分野等の
民間資格※1も対象に

※1 シスコシステムズ認定資格（CCNP等）
LPI認定資格（LPIC等）等

▶ 支給内容などはこちら

対象者

申し込み前に下記の問い合わせ先に事前のご相談をください！！

訓練開始日以降、次のいずれにも該当するひとり親の方

- ① 児童扶養手当の支給を受けているか、同等の所得水準にある方
- ② 養成機関において6月以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得等が見込まれる方

支給内容

訓練期間中、月額10万円（住民税課税世帯は月額70,500円）
※修学の最終年限1年間に限り支給額を4万円加算

対象訓練

就職の際に有利となる資格※2で、養成機関において6月以上修業するもの
（例）看護師、准看護師、保育士、介護福祉士、理学療法士、作業療法士、調理師、
製菓衛生師等の国家資格や、デジタル分野等の民間資格

※2 教育訓練給付（裏面参照）の対象講座（一部除く）

詳しい情報はこちらから<https://www.kyufu.mhlw.go.jp/kensaku/>



▶ お問い合わせはこちら

長崎市こども部子育て支援課

長崎市役所別館1階（開庁時間平日8時45分～17時30分）

TEL：095-829-1270（受付時間平日8時45分～17時30分）

長崎市子育て応援情報サイト「イーカオ」 <https://ekao-ng.jp/>

安定した就労を目指すひとり親の皆さまへ

高等職業訓練促進給付金の対象資格の範囲

	一般教育訓練	特定一般教育訓練	専門実践教育訓練
輸送・機械運転関係の資格や講座		大型自動車第一種・第二種免許 中型自動車第一種・第二種免許 大型特殊自動車免許 準中型自動車第一種免許 普通自動車第二種免許、けん引免許 玉掛け・フォークリフト運転・高所作業車運転・ 小型移動式クレーン運転・床上操作式クレーン運転・ 車両系建設機械運転技能講習 移動式クレーン運転士免許 クレーン・デリック運転士免許	—
情報関係の資格や講座	Webクリエイター能力認定試験 Microsoft Office Specialist2010、2013、2016 CAD利用技術者試験、建築CAD検定 Photoshopクリエイター能力認定試験 Illustratorクリエイター能力認定試験 VBAエキスパート Oracle認定資格・LPICなどでITSSレベル1の資格	Oracle認定資格・LPICなどでITSSレベル2の資格	シスコ技術者認定などでITSSレベル3以上の資格 第四次産業革命スキル習得講座 (新技術・システム(クラウド、IoT、AI、データサイエンス)、 高度技術(ネットワーク、セキュリティ) など)
専門的サービス関係の資格や講座		社会保険労務士、税理士 行政書士、司法書士、弁理士、通関士 ファイナンシャルプランニング技能検定	キャリアコンサルタント
事務関係の資格や講座		介護職員初任者研修 介護支援専門員実務研修等 特定行為研修、喀痰吸引等研修 福祉用具専門相談員、登録販売者試験	—
医療・社会福祉・保健衛生関係の資格や講座		—	看護師、准看護師、助産師、保健師 介護福祉士(実務者養成研修含む) 美容師、理容師、保育士、栄養士 歯科衛生士、歯科技工士、社会福祉士 柔道整復師、精神保健福祉士 はり師、あん摩マッサージ指圧師 臨床工学士、言語聴覚士 理学療法士、作業療法士、視能訓練士
営業・販売関係の資格や講座		宅地建物取引士資格試験	調理師
製造関係の資格や講座		—	製菓衛生師
技術・農業関係の資格や講座		自動車整備士、電気主任技術者試験	測量士補
その他、大学・専門学校等の講座			職業実践専門課程(商業実務、文化、工業、衛生、動物、情報、 デザイン、自動車整備、土木・建築、スポーツ、旅行、服飾・ 家政、医療、経理・簿記、電気・電子、ビジネス、社会福祉、 農業など) 専門職学位課程(ビジネス・MOT、教職大学院、法科大学院 など) 職業実践力育成プログラム(保健、社会科学、工学・工業な ど)

他にもさまざまな支援をご活用いただけます

受講費支援 訓練を受講される方

教育訓練給付

在職中の方、または、原則、離職後1年以内の方で、雇用保険の被保険者期間が3年以上（初めて教育訓練給付を受給する場合は、専門実践教育訓練であれば2年以上、それ以外の訓練であれば1年以上）の方が、厚生労働大臣が指定する教育訓練を受講する場合に支給します。

■詳細は[最寄りのハローワーク](#)までお問い合わせください。

自立支援教育訓練給付

児童扶養手当受給者または同等の所得水準にある方が、主に教育訓練給付の対象となる教育訓練を受講する場合に支給します。

■詳細は長崎市子育て支援課までお問い合わせください。